

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 2月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン補機冷却系タービン冷却水ポンプ(A)吸込圧力計及び吐出圧力計の計器点検において、東日本太平洋沖地震の津波(被水)による指示不良(調整不可)が認められたため、当該計器を交換。	GⅢ	
2	1号機	タービン補機冷却系タービン冷却水ポンプ(C)吸込圧力計及び吐出圧力計の計器点検において、東日本太平洋沖地震の津波(被水)による指示不良(調整不可及び指示固着)が認められたため、当該計器を交換。	GⅢ	
3	1号機	放射性ドレン移送系格納容器低電導度廃液系サンプル及び格納容器高電導度廃液系サンプルの点検において、液位計部品(位置検出スイッチ、フレキシブルチューブ等)に被水が認められたため、当該部品を交換。	GⅢ	
4	1号機	原子炉緊急停止系電動機・発電機セット駆動用電動機(B)の起動時において、「交流電動機過負荷」警報が発生し当該電動機の停止が認められたため、原因を調査。	GⅢ	
5	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)燃料デイトンク移送用流量計において、指示不良(零点のずれ)が認められたため、当該計器を点検。	GⅢ	
6	1号機	「タービン建屋低電導度廃液系サンプル(A)レベル高/低」の警報が発生したため現場を確認したところ、当該サンプル液位検出スイッチの動作不良(サンプルポンプ起動せず)が認められたため、当該検出スイッチを点検。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備1次セラミックフィルタバーナ(A)の煙道点検において、内部の耐火材の経年劣化(耐火材の剥離)が認められたため、当該耐火材を補修。	GⅢ	
8	その他	原子力防災訓練の準備をしていた当社社員が事務本館情報棟2階会議室において、会議室の資機材に額をぶつけ負傷したため、救急車にて病院に搬送し治療(不休災害)。当該事象について対応検討。	GⅢ	